

平成十七年十月二十八日提出
質問第三一九号

南樺太、千島列島の国際法的地位などに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

南樺太、千島列島の国際法的地位などに関する質問主意書

- 一 固有の領土の定義如何。
- 二 竹島は日本国固有の領土か。
- 三 尖閣列島は日本国固有の領土か。
- 四 北方四島は日本国固有の領土か。
- 五 千島列島は日本国固有の領土か。
- 六 日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部（以下、「南樺太」という）は日本国固有の領土か。
- 七 領土問題の定義如何。
- 八 竹島を巡る領土問題は存在するか。
- 九 北方四島を巡る領土問題は存在するか。
- 十 尖閣列島を巡る領土問題は存在するか。
- 十一 「南樺太」と千島列島はロシアの主権下に置かれているとの立場を政府はとっているか。

十二 外務省が発行する「われらの北方領土―二〇〇四年版―」資料編七十一頁には、二〇〇一年一月二十九日に在ユジノサハリンスク総領事館が開設された旨記されている。この関連で、十一に対する回答が、

「南樺太」と千島列島はロシアの主権下に置かれていたとの立場を日本政府はとっていないという場合、

「南樺太」のユジノサハリンスクに日本国が在外公館を設置するということは、日本国が「南樺太」がロシアの主権下に置かれているということを承認する効果をもたらすのではないか。

右質問する。